

週休2日制工事試行要領（改定箇所抜粋）

（試行対象工事）

4. 原則、建設交通部発注の全ての工事を対象とする。ただし、以下のいずれかに該当する工事は、**本要領**の対象外とする。

- (2) 下水道工事（国土交通省土木工事標準積算基準の積算体系により積算したものを除く）及び、営繕工事

（補正係数設計変更）

8. 週休2日の確保に取り組む工事において、対象期間中の現場の閉所状況に応じて、以下のとおり、精算時にそれぞれの経費に補正係数を乗じて適切に請負代金額を変更するものとする。
~~その他、工期の延長等は「工事請負契約における設計変更ガイドライン（案）」に基づき適切に設計変更を行う。~~

対象期間中の現場の閉所状況に応じて、それぞれの経費に乗じる補正係数は以下のとおりとする。

【一般土木工事（国土交通省機械設備工事積算基準の積算体系により積算したものを含む港湾工事除く）】

	4週8休以上 [現場閉所率：28.5%（8日/28日）以上]	4週7休以上4週8休未満 [現場閉所率：25%（7日/28日）以上28.5%未満]	4週6休以上4週7休未満 [現場閉所率：21.4%（6日/28日）以上25%未満]
労務費	1.05	1.03	1.01
機械賃料	1.04	1.03	1.01
共通仮設費率	1.04	1.03	1.02
現場管理費率	1.06	1.04	1.03

※下水道工事（国土交通省土木工事標準積算基準の積算体系により積算したもの）については本表を適用する。

【港湾工事】

	4週8休以上 [現場閉所率：28.5%（8日/28日）以上]	
適用積算基準	港湾土木請負工事積算基準	土木工事標準積算基準・ 機械設備工事積算基準
労務費	1.05	1.05
機械賃料	1.04	1.04
共通仮設費率	1.02	1.04
現場管理費率	1.03	1.06

（補正方法）

9. 週休2日制工事における経費の補正方法は次のとおりとする。

① 発注者指定方式

入札段階（特記仕様書）で、週休2日に取り組むことを指定する「発注者指定方式」であることを明記したうえで、当初予定価格に4週8休以上を達成した場合の補正係数を

各経費に乗じるものとする。

なお、現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たないものは、契約書第24条の規定に基づき、請負代金額のうち補正分を現場閉所率に応じて減額変更するものとする。

② 受注者希望方式

入札段階（特記仕様書）で、受注者からの提案・協議により、週休2日に取り組む「受注者希望方式」であることを明記したうえで、本要領に基づき適切に4週6休以上の現場閉所を行ったと認められる工事については、現場閉所率に応じて、精算時にそれぞれの経費に補正係数を乗じて請負代金額を変更するものとする。

（工事成績評定）

10. 週休2日（4週8休以上）の現場閉所を行ったと認められる工事については、工事成績評定の「工程管理」及び「創意工夫」で加点を行う。

なお、週休2日（4週8休以上）の現場閉所を行ったと認められない場合においても、工事成績評定では減点を行わない。

（実施証明書）

11. 4週6休以上の現場閉所を行ったと認められる工事については、別紙2の実施証明書を発行する。

（その他）

12. ~~受注者は、別紙2のアンケートを完成検査までに監督員に提出する。~~

受注者は、週休2日の実施に取り組まなかった、または現場閉所率が一定未満であった場合、工事打合簿によりその理由を監督員に報告する。

(1) (特記仕様書の記載例)

(発注者指定方式)

本工事は、受発注者双方が工程調整を綿密に行い、現場の週休2日を確保できるよう工事を実施する週休2日制対象工事である。

実施にあたっては、建設現場における環境整備のため、週休2日が確実に確保できるよう受発注者間で工程を調整し、施工計画を作成するなどの取組を行うこと。

なお、4週8休以上を達成出来なかった場合、工事打合簿によりその理由を監督員に報告すること。

当初予定価格には4週8休以上を達成した場合の補正係数を各経費に乗じているが、現場閉所の達成状況が4週8休に満たない場合、現場閉所率に応じて請負代金額のうち補正分を、減額変更するものとする。

天候や地域住民対応等の不測の事態により予定していた現場閉所日の施工が必要となった場合は、監督員と協議のうえ、振替日を設定する等、週休2日の確保を行うこと。

「週休2日制工事試行要領(令和4年12月改定)」に従い、週休2日(4週8休以上)の現場閉所を実施したことが確認できた場合、成績評定において加点対象とする。

~~今後の取組みの参考とするため、アンケートに協力すること。~~

(受注者希望方式)

本工事は、契約後に受注者からの提案・協議により、受発注者双方が工程調整を綿密に行い、現場の週休2日を確保できるよう工事を実施する週休2日制対象工事である。

週休2日の実施を行う場合は、「週休2日制工事試行要領」に基づき実施することとし、その旨監督員に申し出ること。

なお、週休2日の実施に取り組みなかった場合、または4週6休以上を達成出来なかった場合は、工事打合簿によりその理由を監督員に報告すること。

実施にあたっては、建設現場における環境整備のため、週休2日が確実に確保できるよう受発注者間で工程を調整し、施工計画を作成するなどの取組を行うこと。

天候や地域住民対応等の不測の事態により予定していた現場閉所日の施工が必要となった場合は、監督員と協議のうえ、振替日を設定する等、週休2日の確保を行うこと。

「週休2日制工事試行要領(令和4年12月改定)」に従い、週休2日(4週8休以上)の現場閉所を実施したことが確認できた場合、成績評定において加点対象とする。

~~今後の取組みの参考とするため、実施の有無に関わらずアンケートに協力すること。~~